令和２年度　いばらき木づかいチャレンジ事業（木造住宅支援）募集要領

（目的）

　第１　この要領は、本事業の適正かつ円滑な実施のため、いばらき木づかいチャレンジ事業（木造住宅支援）実施要領（以下「実施要領」という。）第６条の規定に基づく地域材利用のモデルとなる木造住宅の募集及び採択について、必要な事項を定めるものとする。

（募集及び採択）

第２　茨城県木材協同組合連合会は、地域材利用のモデルとなる木造住宅を広く募集し、外部有識者による選考を行い、予算の範囲内で採択する。

（募集の要件）

第３　応募しようとする住宅は、実施要領第５条に定める助成の要件を満たすものとする。

（提出書類等）

第４　応募に係る提出書類、日程等は別表１のとおりとする。

（費用負担）

第５　応募に係る経費は、全て応募者の負担とする。

（選考）

第６　選考については、提出資料に基づき外部有識者による審査を行うものとする。

（事業主体の採択）

第７　採択については、審査の結果及び別に定める基準により予算の範囲内で行い、結果は応募者全員に書面で通知するものとする。

（採択の取消）

第８　設計デザイン等が第三者の知的財産権を侵害する場合は、採択決定の後であっても取り消すことがある。

（個人情報の管理）

第９　応募者の個人情報は、当事業の執行のためにのみ利用する。

付　則

この要領は、令和２年４月２０日から施行する。

**（ 別表１ ）**

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類等 | ・いばらき木づかいチャレンジ事業（木造住宅支援）実施要望書（様式１号）  ・地域材使用計画書（様式第２号）  ・確約書（様式第３号）  ・施工現場位置図（様式第４号）  ・請負契約書（写し）  ・建築基準法に基づく確認済証又は建築確認が不要な場合は建築工事届（写し）  ・平面図等（使用する木材の数量及び各居室が確認できる図面（写し）  ・木工事に係る費用が確認できる見積書（写し）  ・設計デザイン   * Ａ３判（横420㎜×縦297㎜）サイズの用紙に以下を記載して下さい。   設計図（平面図・立面図・内部と外部の仕上げ表（地域材使用箇所を  明示）・断面詳細図（縦割）・配置図）   * 完成イメージ図（外観パース）カラーの添付。   ・応募住宅の概要説明書（別紙）１部（Ａ４版、３枚以内）  ※ その他必要に応じて参考資料を添付して下さい。（Ａ４判で１０枚以内） |
| 応募期間 | **令和２年６月３０日（火）（必着）** |
| 応募方法 | 応募期間中に「県木連」に持参又は封書により郵送  （ これ以外での応募方法は不可とします） |

**（ 別表２ ）**

|  |  |
| --- | --- |
| 地域区分 | 施工予定地の属する市町村 |
| 県　北 | 常陸太田市、日立市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町 |
| 県　央 | 水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、  東海村 |
| 鹿　行 | 鉾田市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市 |
| 県　南 | 土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、  かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町 |
| 県　西 | 筑西市、古河市、結城市、下妻市、常総市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、  境町 |

応募住宅の概要説明書

|  |
| --- |
| 受付番号  （この欄は記入しないでください。） |

記入日　令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 【応募者（施主）】 |  |
| 地　域　区　分  （募集要領の別表２に基づく） |  |
| 住宅のテーマ  （コンセプトを簡潔に表する言葉） |  |
| １　木材の利用方法が新たな木材需要の拡大につながる点  ２　近隣住民や通行人に地域材を使用した木造住宅の良さを伝えるための外観上の特徴  ３　その他木材利用のＰＲのために工夫した点 | |

令和２年度　いばらき木づかいチャレンジ事業（木造住宅支援）

**アンケート**

* 施主様　回答をお願いいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 問 | 回　　　　答  （３０字以内でお願いいたします） |
| この事業をどこで知りましたか |  |
| なぜ木造で住宅を建てようと思いましたか |  |
| 木造で住宅を建てた感想を  お願いいたします（完成後） |  |

※施工業者（設計業者）様　回答をお願いいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 問 | 回　　　　答  （３０字以内でお願いいたします） |
| この住宅のＰＲをお願いします |  |